平成28年1月5日 第11749号

1 // = - 1 - / - / - / -														>14	•
	の	0	0	0	0	0	0		0	0	0			ls.	<b>F</b> Ì
	完了	開発	道 路	港湾	農用	"	特定		港湾	海岸	指定				ð
	•	許可	の位	隣接	地利		非営		隣接	保全	指定居宅サー			r	Į
		を 受	置 の	地 域	用 配		利活	_	地域	区域	サー				
		けた	指 定	の 指	分計		動法	公	の 指	の 指	ビス・	告	目	耳	Į.
		開発		定の家	画の		人の	生	定	定	事業	_	次	,	
		行為に		廃 止	認可の		設立認	告】			業者等の	示】	<i>X</i>	1	長公長
		関			申請		証の				の指定			<b></b>	B
		す る 工			HIS		申請				<i>~</i> ∟			•	<u> </u>
		事												多 名	<b>巻</b> 亍
		"	建築	港湾	農村	"	県民		"	港湾	長寿		担	i I	
			指	課	振興		生活			課	寿社会課		当課	L	山 具
			導課		課		交通				課		金宝)		
							課							10	1
													l		
															目
															次
															担当
															課(京
															室)
1															l

◎岡山県告示第一号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十八年一月五日

山県知

木

太

事業所の名称及び所在地

4 雨

高梁訪問介護ステーション あゆる

岡山県高梁市本町

名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社光歩

所在地

岡山県高梁市本町七-1

三 指定年月日

平成二十八年一月一日

兀

介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六七六

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

名称

グリーンライフ津山元魚町 訪問介護

所在地

岡山県津山市元魚町六九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2

所在地

1

ンライフ株式会社

2

大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号

指定年月日

介護保険事業所番号 平成二十八年一月一

日

兀

三三七〇三〇二一七〇

五

訪問介護 介護予防訪問介護

事業所の 名称及び所在地

フ津山元魚町 デイサー

岡山県津山市元魚町六九番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地

大阪府吹田市

春日三丁目二〇番八号

指定年月日

兀 介護保険事業所番号

平成二十八年一月

五.

介護予防通所介護

# ◎岡山県告示第二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、 海岸保全区域を次

て一般の縦覧に供する。 山県土木部港湾課及び

昭和五十八年岡山県告示第八百五十七号及び平成二十二年岡山県告示第二百八

平成二十八年一月五

岡山県知事伊原木隆

												方位 真北)	(延長2,886m	英	地区海岸保全区	東備港海岸日生	岡山県岡山沿岸	海 岸 名
拱	基	拱	基	棋	基				基	結ん	基点	乗る	助点	を順	番ろ	んだ線,	洪	
点 7	河6	河 5	<b></b> 本	沙 3	点 2	6.3	0	.100	<u>沖</u>	だ線	,95 Z	# %	114 🛨	次結,	海1		江	
基点6から 334°	基点 5 から 341°	基点4から 342°	基点3から 352°	基点2から 356°	基点1から	35′の方向〜距離361.	15′ 54″ 3313)	等三角点「色見」	岡山県備前市ナ	及び補助点18と基	基点95と補助点22を結んだ線,補助点22から補助点18ま	り囲まれた区域,並びに基	でを順次結んだ線	んだ線,基点77と	を結んだ線により	補助点13から補助	1から基点69までを順次結んだ線,	冈
4° 22′	1° 23′	2° 14′	2° 24′	6°50′	1° 03′	<b></b> €361.	1年(以下	т) (±	中中	紫浜78	漢,	集点78	表及び	2補助	囲ま	力点 1	上順次	
、の方向へ距離	、の方向へ距離	、の方向へ距離	、の方向へ距離	、の方向へ距離	、の方向へ距離	45mの地点	「基準点」	「色見山」(北緯34°43′3	生字遊所2487春	を結んだ線に』	補助点22からネ	から基点95まっ	補助点14と基点	点17を結んだ絲	れた区域,基品	までを順次結り		
雑 14.54mの地点	離 14.07mの地点	雛 9.62mの地点	雛 11.88mの地点	雛 9.81mの地点	雛 21.31mの地点		という。)から65°	32″9727,東経134	岡山県備前市大字日生字遊所2487番地の国土地理院三	結んだ線及び補助点18と基点78を結んだ線により囲まれた区域	補助点18までを順次	並びに基点78から基点95までを順次結んだ線	助点14までを順次結んだ線及び補助点14と基点70を結んだ線によ	を順次結んだ線,基点77と補助点17を結んだ線,補助点17から補	基点1を結んだ線により囲まれた区域,基点70から基点77まで	補助点13から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1	基点69と補助点13を結	英

壍 基点24から 基点23から 基点19から 基点18から 基点17から 基点16から 基点15から 点22から 点20から 汃 泗 点36から 点21から 点14から 点13から 点12から 点11から 点10から 汕  $\infty$  $\neg$ から から  $240^{\circ}$  $220^{\circ}$  $331^{\circ}$  $335^{\circ}$  $342^{\circ}$  $342^{\circ}$  $342^{\circ}$  $339^{\circ}$  $332^{\circ}$  $170^{\circ}$  $142^\circ$  $57^{\circ}$  $87^{\circ}$  $79^{\circ}$ 82° 82° 83° 87°  $87^{\circ}$  $89^{\circ}$  $19^{\circ}$ 06′ 45/ 35/ 12/ 15′ 00′ 48′ 45′ 59′ 38/ 47′ 36'53′ 55/ 09′ 35/ 03/ 10′ 23′ 18/ の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ 133. 18. 11.82mの地点 69.08mの地点 43.93mの地点 19.38mの地点 40.85mの地点 2 30mの地点 09mの地点 79mの地点 56mの地点 65mの地点 86mの地点 62mの地点 08mの地点 17mの地点 99mの地点 36mの地点 49mの地点 18mの地点 70mの地点 88mの地点 47mの地点 80mの地点 29mの地点 93mの地 54mの地点 37mの地点 98mの地点

点 39 小38 基点52から 基点48から 基点47から 基点46から 基点45から 基点40から 基点39から 基点38から 基点37から 点41から 点51から 点44から 点43から 点42から  $335^{\circ}$  $243^{\circ}$  $247^{\circ}$  $246^{\circ}$  $239^{\circ}$ 245°  $245^{\circ}$  $335^{\circ}$  $245^{\circ}$  $155^{\circ}$  $155^{\circ}$  $155^{\circ}$  $107^{\circ}$  $130^{\circ}$  $192^{\circ}$  $204^{\circ}$  $220^{\circ}$  $258^{\circ}$ 253°  $335^{\circ}$  $244^{\circ}$  $155^{\circ}$  $145^{\circ}$  $118^{\circ}$  $163^{\circ}$  $155^{\circ}$  $64^{\circ}$  $65^{\circ}$  $65^{\circ}$  $66^{\circ}$ 38′ 50′ 37′ 01' 38 50′ 38/ 47′ 18/ 18/ 18/ 47'59′ 12'34'16' 16'37′ 42'13/ 49'02' の方向へ の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ距離 の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ の方向へ距離 96.17mの地点 13. 28.71mの地点 28.68mの地点 11.88mの地点 13.01mの地点 17.97mの地点 13.59mの地点 2 2 9. 6. 7.86mの地点 54mの地点 96mの地点 39mの地点 07mの地点 69mの地点 00mの岩点 50mの地点 53mの地点 79mの地点 14mの地点 28mの地点 57mの地点 62mの地点 79mの地点 15mの地点 16mの地点 13mの地点 28mの地点 19mの地点

点69 点79 点68 基点6 基点3 基点1 基点52から 基点44から 基点15から 基点14から 基点13から 基点12から 基点68から 基点67から 点9  $354^{\circ}$  $335^{\circ}$  $272^{\circ}$  $335^{\circ}$  $342^{\circ}$  $355^{\circ}$  $155^{\circ}$  $269^{\circ}$ 252° 239°  $234^{\circ}$  $245^{\circ}$  $286^{\circ}$  $133^{\circ}$  $100^{\circ}$  $64^{\circ}$  $64^{\circ}$ 87°  $72^{\circ}$  $32^{\circ}$  $75^{\circ}$  $68^{\circ}$  $66^{\circ}$  $89^{\circ}$  $48^{\circ}$  $60^{\circ}$  $62^{\circ}$ 78° 32′ 00′ 33′ 30′ 30′ 45/ 04'45′ 15/ 40′ 19'59′ 28′ 04' 34'46'43′ 16' 14'50′ 02' 39'50′ 33/ 37′ 39′ 00′ の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離1, の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ距離 の方向へ の方向へ の方向へ距離 の方向へ の方向へ距離 の方向へ 207.81mの地点 60.74mの地点 67.92mの地点 67.03mの地点 54.94mの地点 62.37mの地点 62.52mの地点 12.95mの地点 51.39mの地点 58.66mの地点 83.30mの地点 19.31mの地点 22.02mの地点 68.06mの地点 59.85mの地点 38.16mの地点 38.84mの地点 39.80mの地点 39.24mの地点 38.50mの地点 24.20mの地点 77.16mの地点 17.47mの地点 82mの地点 50mの地点 17mの地点 28mの地点 80mの地点 19mの地点

の方向へ距離
の方向へ距離
の方向へ距離
の方向〜距離
の方向〜距離
の方向〜距離
の方向へ距離
の方向へ距離
の方向〜距離
の方向へ距離
の方向〜距離
の方向へ距離

# ◎岡山県告示第三号

域を次のとおり指定し、 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一 廃止する。 昭和五十八年岡山県告示第八百五十六号(港湾隣接地域の指定) 項の規定による港湾隣接地

平成二十八年一月五日

岡山県知事 原 木

線と水際線によって囲まれた区域, 次の1線から70線までの各線と水際線によって囲まれた区域, 及び80線から97線までの各線と水際線によって囲ま

岡山県備前市大字日生字遊所2487番地の国土地理院 の方向に距離361.45mの地点より89。 東経134° 15′ 上江) の方向に水際線まで引いた線 「基点」 三等三角点 という。)

$9.69 \mathrm{m}$	13′	$192^{\circ}$	45線の終点から	46線
$3.57 \mathrm{m}$	31′	$204^{\circ}$	44線の終点から	45線
6.28m	49′	$220^{\circ}$	43線の終点から	44線
9.62m	14'	243°	42線の終点から	43線
11.88m	02′	247°	41線の終点から	42線
13.01m	47′	258°	40線の終点から	41線
17.97m	05′	253°	39線の終点から	40線
9.39m	27′	$246^{\circ}$	38線の終点から	39線
6. 19m	11′	239°	37線の終点から	38線
11.91 m	23'	220°	36線の終点から	37線
11.82m	45′	$240^{\circ}$	35線の終点から	36線
69.08m	35′	$170^{\circ}$	34線の終点から	35線
4.09m	12′	87°	33線の終点から	34線
43. 93 m	15′	$91^{\circ}$	32線の終点から	33線
$15.30\mathrm{m}$	00′	87°	31線の終点から	32線
19.38m	48′	79°	30線の終点から	31線
40.85 m	06′	82°	29線の終点から	30線
18.79m	45′	82°	28線の終点から	29線
$2.56\mathrm{m}$	59′	87°	27線の終点から	28線
7.62 m	38′	83°	26線の終点から	27線
6.08m	11′	89°	25線の終点から	26線
18. 49 m	34′	$19^{\circ}$	24線の終点から	25線
30.17m	47′	21°	23線の終点から	24線
$6.99 \mathrm{m}$	36′	$24^{\circ}$	22線の終点から	23線
20. 18m	10′	44°	21線の終点から	22線
47.65 m	53′	44°	20線の終点から	21線
133.86m	55′	$142^{\circ}$	19線の終点から	20線
29.70 m	23'	57°	18線の終点から	19線
61.88m	18′	$331^{\circ}$	17線の終点から	18線
89. 47 m	09′	335°	16線の終点から	17線

	"		72. 17 m	33′	355°	74線の終点から	75線
	"		207.81 m	59′	$64^{\circ}$	73線の終点から	74線
	JJ		60.74m	30′	$155^{\circ}$	72線の終点から	73線
	で引いた線	82mの地点ま	12.82m	28′	$64^{\circ}$	71線の起点から	72線
						まで引いた線	٥، ((،
の方向に	η 155° 17′	9-	の方向に距離829.28mの地点	河河		基点から72°04′	71線
	で引いた線	祭練まで	の方向に水際線ま	50′	$335^{\circ}$	69線の終点から	70線
	JJ		$24.20\mathrm{m}$	37′	$245^{\circ}$	68線の終点から	69線
	JJ		$0.80\mathrm{m}$	39′	$335^{\circ}$	67線の終点から	68線
	JJ		2.47 m	38′	$245^{\circ}$	66線の終点から	67線
	JI .		9.79m	50′	335°	65線の終点から	66線
	JJ		2.97 m	38′	245°	64線の終点から	65線
	JJ		$13.59  \mathrm{m}$	47′	$335^{\circ}$	63線の終点から	64線
	JJ		28.71 m	51′	244°	62線の終点から	63線
	JJ		$6.00\mathrm{m}$	18′	$335^{\circ}$	61線の終点から	62線
	JJ		$3.50\mathrm{m}$	18′	245°	60線の終点から	61線
	JJ		9. 53 m	18′	$155^{\circ}$	59線の終点から	60線
	JJ		28.68 m	51′	$64^{\circ}$	58線の終点から	59線
	JJ		13.54m	47′	$155^{\circ}$	57線の終点から	58線
	JJ		2.96 m	38′	$65^{\circ}$	56線の終点から	57線
	JJ		9.79m	50′	$155^{\circ}$	55線の終点から	56線
	JJ		2. 15 m	37′	65°	54線の終点から	55線
	"		2.14m	59′	$155^{\circ}$	53線の終点から	54線
	JJ		7.86 m	01′	66°	52線の終点から	53線
	JJ		96. 17 m	12'	$155^{\circ}$	51線の終点から	52線
	JJ		176. 39 m	34′	$145^{\circ}$	50線の終点から	51線
	"		3. 16m	16′	$107^{\circ}$	49線の終点から	50線
	II		21. 28m	16′	$118^{\circ}$	48線の終点から	49線
	"		13. 13m	37′	$130^{\circ}$	47線の終点から	48線
	"		7.07 m	42'	$163^{\circ}$	46線の終点から	47線

76線	75線の終点から	$335^{\circ}$	00′	19.31 m	JJ	
77線	76線の終点から	$354^{\circ}$	19'	$42.50\mathrm{m}$	"	
78線	77線の終点から	$342^{\circ}$	32′	17.47m	II	
79線	78線の終点から	71°	04'	の方向に水際線まで引いた線	ぎりいた線	
80線	基点から48°45′	の方	向に囲	の方向に距離1,112.95mの地点より31。	より31°58′	の方向に
<del>)    </del>	(で引いた線					
81線	80線の起点から	$286^{\circ}$	30′	3.19mの地点まで引いた線	(で引いた線	
82線	81線の終点から	$32^{\circ}$	11′	$39.08\mathrm{m}$	JI	
83線	82線の終点から	298°	57′	$145.55 \mathrm{m}$	JI	
84線	83線の終点から	$21^{\circ}$	46′	$12.01\mathrm{m}$	JI	
85線	84線の終点から	38°	37′	$10.93\mathrm{m}$	JI	
86線	85線の終点から	$40^{\circ}$	19'	$7.50\mathrm{m}$	JI	
87線	86線の終点から	42°	23'	17.82m	JI	
88線	87線の終点から	$115^{\circ}$	33′	82.04m	"	
89線	88線の終点から	$39^{\circ}$	59′	191.89m	JI	
90線	89線の終点から	$12^{\circ}$	03′	$25.04\mathrm{m}$	JI	
91線	90線の終点から	$101^{\circ}$	18′	88.64m	JI	
92線	91線の終点から	$95^{\circ}$	15′	29. 41 m	JI	
93線	92線の終点から	98°	09′	96.72 m	"	
94線	93線の終点から	97°	58′	135. 57 m	"	
95線	94線の終点から	99°	55′	16.46 m	"	
96線	95線の終点から	99°	32′	23. 02 m	"	
97線	96線の終点から	$166^{\circ}$	45′	の方向に水際線まで引いた線	ういた線	

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一 項の規定により、

とおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年一月五日

原

太

平成二十七年十二月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フット

メイトジャパン

三 代表者の氏名

兀

主たる事務所の所在地

五.

**倉敷市児島赤崎一丁目一** 

子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。

**倉敷市を中心とする地域の子ども達に対して、** 

スポ

ツの普及と振興

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一 項の規定により、

とおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年一月五

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

申請のあった年月日

平成二十七年十二月十七日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人赤磐市みのりの丘

三 代表者の氏名

三村

四主たる事務所の所在地

赤磐市下市五七四番地二

五.

活動を実践的に支援するとともに、 市民の福祉文化向上に寄与することを基本理念とし、 地域貢献活動に参加する。 また、 市民の世代交流

を図り、 生涯学習の 一環として学びの場を創出する。 加えて、

いの場を提供することを目的とする。

項の規定により、 第百一号)第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可 農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律 配分計画を次 縦覧に供する。 0 申請があったので、 同条第三

知事に意見書を提出することができる。 日までに、 当該農用地利用配分計画

平成二十八年一月五日

農用地利用配分計画の既要

岡山県知事 伊原木 隆 太

賃借権の	の設定等を受ける者	行生が つなどがたて かいばれ
氏名又は名称	住	賃借権の設定等を受ける土地
松岡衣里	三九〇-一 岡山市北区建部町大田四	一他八筆              一也八筆
式会社でット・ファ		岡山市北区下土田字下蛭田一五四他八筆
小橋 久宣	岡山市北区平野二八	岡山市北区西花尻字奥谷八三三他五筆
きずな会とすると	五八-一岡山市北区建部町小倉三	岡山市北区建部町小倉一〇四九他二筆
株式会社夢フ	四四市東区西大寺五明五	二十四筆                四山市東区西大寺五明字屋敷西四一四他
佐近	一七	他一筆
入矢 陽利	三—一 岡山市東区瀬戸町森末五	岡山市東区瀬戸町坂根字中ノ町三六ー一
今中	三	岡山市東区正儀三一六五-一

	_		
岡山市中区国府市場字廻シ田六二二	岡山市中区国府市場五三	田純	水
筆岡山市中区沖元字宮道北三九六-二他五	○一号○一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一号の一	- 部 哲 浩	冏
岡山市南区藤田字錦二〇七七-一他一筆	一八一八四五七	農産株式会社岡本	農株
筆 岡山市南区西高崎字川崎七七—一二他三	岡山市南区宗津八〇	古家野靖	古
岡山市南区内尾三六七-三	岡山市南区内尾三四三	寺慎太郎	小
岡山市南区東畦七九二—二他二筆	岡山市南区藤田五三五	田正則	槌
岡山市南区西七区二二一-三他六筆	岡山市南区西七区一九六	やし 農園	や株
岡山市南区藤田字都三六九-六	一四岡山市南区藤田三六九ー	安川守	安
岡山市南区藤田字都二九一-四他一筆	岡山市南区藤田一八九	佐藤匡	佐
岡山市南区藤田字都二三〇—三〇他三筆	岡山市藤田三八九	松浦輝久	松
岡山市南区東畦七九一——他七筆	岡山市南区東畦八一九	%﨑 獎太	原
岡山市南区西七区三九九-五他四筆	岡山市南区西七区三二七	林泰司	小
岡山市南区藤田字錦六一七-六他十筆	岡山市南区藤田六九九	イースト	錦農
岡山市東区東幸崎三三六-一他八筆	一	慧司	藤
岡山市東区東片岡四五八一-一他二筆	岡山市東区西幸西七八六	岡崎 伴明	岡
			Γ

新見市哲西町畑木字大久保四五九-一	新見市哲西町矢田二五九	正博	上 原
十五筆十五筆第甲三三〇一-一他二	-二 新見市神郷高瀬二七六六	津夫	大原天津夫
筆 新見市哲西町八鳥字下ノ谷一一三一他六	新見市哲西町八鳥八四二	義 昭	森
二他二筆 ポ見市神郷下神代字縄手ノ下一四〇三	三 新見市神郷下神代三四四	誠	内 田
一筆一一一一一一一一一一一一一一一一	総社市槙谷三三〇-一	中央営農	組池農合田事
倉敷市真備町服部字原三八七九	倉敷市真備町服部一六	選農組合法人	服農部事
他三筆	10000000000000000000000000000000000000	拓 哉	砂 子
赤磐市可真上一五七二他一筆	サイコーポー〇三号岡山市中区穝一五五-一	洋	東山
赤磐市由津里字窪之上八七四-一他一筆	九-三五-六号岡山市中区原尾島三丁目	由希子	堀内
赤磐市沼田字五反田七八二-一	赤磐市西中一四七	政敏	八代
赤磐市由津里字森二〇六一-一他三筆	赤磐市東軽部一〇二七	英彦	岩藤
赤磐市由津里字真谷一六三八他五筆	赤磐市上市一六三	義憲	津 島
二筆	瀬戸内市邑久町尾張一〇	武史	大倉
他一筆	<b>六八</b> 瀬戸内市邑久町本庄一四	吉浩	石黒
岡山市中区倉富字五割四三五-一他三筆	岡山市中区倉田六二〇	守	佐藤

津山市神戸字宮後五九九-三他二筆	津山市戸脇一二六三	合資会社みか
津山市油木北字横田二二——他五筆	津山市南方中五四二—一	中西啓
五筆出市池ケ原字八反双一〇六〇-一他十	津山市福井二〇二二—四	ーム福井 ーム福井
小田郡矢掛町浅海字毎戸一七八他百五筆	-四	組合 兵神毎戸営農 農事組合法人
五十六筆 小田郡矢掛町浅海字矢神沖四二八-一他	小田郡矢掛町本堀五六七	有限会社サト
小田郡矢掛町中字原一八一他百四十一筆	小田郡矢掛町中五〇〇	中営農組合法人
二十七筆 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九五	土屋
他十一筆 小田郡矢掛町里山田字五反田二〇七-一	八三-一小田郡矢掛町里山田一七	岸野祭治
他三十六筆 小田郡矢掛町里山田字八反田六三四-二	九〇	池田道孝
三十一筆小田郡矢掛町里山田字一ノロー四ー一他	○ 小田郡矢掛町里山田三五	渡辺卓司
他四十五筆	八三-一八三-一七	アグリ 農事組合法人
筆新見市哲西町畑木字青谷一七四八他十一	四五新見市哲西町大野部四九	株式会社米見
	四   四	

_			
津山市山形字若宮四九二-一他二筆	津山市津山口五八一九	1日のファー	ム E 農 C 事
津山市安井字大坪三二—三	津山市安井一一六	ムイケイファ	 
他五筆他五筆写字宮ノ本一四六二-一津山市加茂町宇野字宮ノ本一四六二-一		日出美	藤田
津山市日上字河田一四七五—三他二筆		李彦	藤田田
五筆 本松一八〇—一他百三十	津山市神代一四〇一	7 ト神代村	ア
津山市市場字広谷二〇五三他二筆	津山市大吉二六九-九	守久	厨子
津山市下高倉東字家長九四-一他五筆	津山市下高倉東九三-四	弘	木多
津山市福田下字慶土一八七他二筆	津山市桑上三—一〇	泰廣	中村
津山市市場字境目三〇九他三筆	津山市新野山形四〇五—	芳裕	内田
津山市東一宮字神元七七八—一他一筆	津山市山方一三八五	健祐	仁木
津山市宮尾字五反田六四〇— 一他三筆	津山市久米川南二八四一	信夫	青山
津山市神代字市場一三六七-二他三筆	津山市里公文二一四	進	井上
津山市市場字才目田一〇四一他六筆	津山市杉宮三七七	盛夫	土井
津山市国分寺字曽根七三五他二筆	津山市国分寺六八六-一	和道	中村
津山市宮尾字丸山七二六-一他三筆	津山市宮尾一〇七〇	安藤三千久	安碟
津山市大篠字八ケ坪一四四五-二他三筆	津山市大篠七二七-五	修次	早瀬

筆勝田郡奈義町関本字シモダー九ー一他二	勝田郡奈義町関本六二八	喜生	高井
一他十一筆 勝田郡奈義町関本字ツエノモト五四三―	勝田郡奈義町関本三一六	要	前原
十八筆   サハ筆 	勝田郡奈義町関本二六八	本営農組合 法人	関 農本 事
他百四十一筆勝田郡奈義町西原字トチ元一〇一九-一		営農組合法人	西農原事
七十八筆 勝田郡奈義町皆木字榎ケ坪一一九ー一他		皆木営農組合法人	皆 農木 事
八筆 勝田郡奈義町皆木字鴨ケ瀬一五-一他十	七	郎	皆 木
- 一他三十二筆 勝田郡奈義町柿字金面源右衛門分二六二	勝田郡奈義町柿九一〇	正浩	國 富
一筆 勝田郡奈義町柿字ハナト六八八他百八十	勝田郡奈義町柿三九九	会社ライ	尾 ス 株 ク 式
十六筆   サンストウ田八八六他二勝田郡奈義町柿字タイトウ田八八六他二		リアの 里	ビ カ 事
筆勝田郡勝央町美野字国司七六四-二他一	二九勝田郡勝央町植月東二八	泰夫	福本
他一筆勝田郡勝央町下町川字天王一〇四〇-一		公 宏	廣幡
津山市瓜生原字成甲五一五—一	津山市瓜生原四二一-二	治	杉山
津山市瓜生原字天田四九〇他一筆	津山市瓜生原三七四	勝美	三宅
津山市綾部字綾部東九七-一他七筆	津山市綾部二二五六	勝好	高山

筆勝田郡奈義町荒内西字長通リ三六六他二		花房則道
筆勝田郡奈義町高円字高石垣四九九他十三	一	高円営農組合法人
筆 勝田郡奈義町宮内字河原田三四—一他三		高取 道廣
四筆四筆沢字西ノ畝七三七-一他勝田郡奈義町豊沢字西ノ畝七三七-一他	勝田郡奈義町豊沢七五七	中井泰洋
筆 勝田郡奈義町柿字柳ケ坪五二八—二他六	 	有宗泰明
七筆 勝田郡奈義町柿字柳ケ坪五二八-四他十		久常営農組合法人
九十筆 勝田郡奈義町荒内西字河原六六八-一他	六三 勝田郡奈義町中島西一一	合出的性质的
一他七筆	四-一 勝田郡奈義町中島西九八	安藤 正樹
四筆四筆一反田一三-二他勝田郡奈義町中島西字一反田一三-二他	五—一 勝田郡奈義町中島東五四	中村義徳
二筆    二年四字高井手九八-二他	○— 一 勝田郡奈義町中島西二一	岡部正則
他四十七筆勝田郡奈義町広岡字カンガ坪七五六-一		奥 浩 輝
十一筆 		豊沢営農組合法人

縦覧の期間

平成二十八年一月五日から同月十九日まで

二縦覧の場所

山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

平成二十七年十二月十八日

兀

[四] 平成二十二年岡山県公告第百十三号 (港湾隣接地域の指定) は、 廃止する。

平成二十八年一月五日

代表者

岡山県知事

原 木

Щ

[五] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備前県民局建設部管理課におい

平成二十八年一月五

岡山県知事 木 隆 太

七・〇〇 六〇・五五	七· 〇 〇					É	´- J	
力 • 匹 匹	,				年 十 二	月十八月 平成二十七年十二	月 平 ト 成 日 十	] <u>1</u>
	; ) )			- - - 1	- + - -		之	三 夏
			三番七也七首、水各	1 11 4	宁	書第六丘 八号	育った	<u></u>
一 四 ・ 八 二	四 九 五	一三番九、一	坂根字福井下一一三番九、	備前市	山県指令備前局	指令:		岡
(メートル)	(メートル) (メートル)			j	月日	年	定	指
道路の延長	道路の幅員	<u>位</u> 置	路 の	道	号		ш	番

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による開

発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月五日

原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九 二三八一三

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区御津宇垣一五〇九プリ

マベ

ーラ二〇五

許可番号

岡山県指令建指第二二三号

 $\equiv$